

# 令和7年度山形県自転車ヘルメット購入事業費補助事業実施要領

## 第1 目的

この要領は、令和7年度山形県自転車ヘルメット購入事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、補助金交付の適正な事務執行に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 事業協力店の登録資格等

- 1 事業協力店の登録、変更又は廃止をしようとする事業者は、事業協力店登録（変更・廃止）申請書（別紙1）を知事に提出するものとする。
- 2 知事は、前項の申請内容を審査し、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、事業協力店として登録をしないものとする。
  - (1) 登録申請事業者等の事業が法令その他公序良俗に反するとき。
  - (2) 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等であるとき。
  - (3) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているとき。
  - (4) 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているとき。

## 第3 事業協力店の責務

事業協力店は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助対象となる自転車ヘルメットの販売において、適正な申込みを拒まないこと。
  - (2) 本事業の実施により知り得た個人情報の取扱いに当たっては、善良な管理者の注意をもって当たり、個人情報の漏えい、滅失、棄損等を防止するために必要な措置を講じること。
  - (3) 本事業の実施により知り得た個人情報を、補助事業以外の利用目的に使用しないこと。
  - (4) その他知事が本事業の趣旨に反すると認める行為をしないこと。
- 2 知事は、事業協力店が前項各号に掲げる事項に反する行為をした場合は、当該事業協力店の登録を取り消すことができる。

## 第4 関係書類の提出

この要領に関して知事に提出する書類は、防災くらし安心部消費生活・地域安全課に提出するものとする。

## 第5 その他

本事業の実施につき必要な事項については、この要領に定めるもののほか、防災くらし安心部長が別に定める。

### 附則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 事業協力店の登録等の手続については、施行日前においても行うことができる。



(裏面)

私は、この度の届け出を行うに当たり、次の事項について誓約します。

- 自己又は会社の役員等は、次の各号のいずれにも該当するものではありません。また、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
  - ウ 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
  - エ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているもの
  - オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの